競争参加者の資格に関する公示

令和９・10年度において財務省関係機関（財務省本省・財務（支）局・税関・国税庁・国税局）の競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和８年10月30日

審査部局長

北海道財務局長　木股　英子
東北財務局長　吉田　　修
関東財務局長　彦谷　直克
北陸財務局長　中田　和幸
東海財務局長　吉田　昭彦
近畿財務局長　有利浩一郎
中国財務局長　若原　幸雄
四国財務局長　山岸　　徹
九州財務局長　森　　拡光
福岡財務支局長　横尾　光輔
沖縄地区税関長　神谷　洋一

◎調達機関番号　015

◎所在地番号　01、04、11、17、23、27、34、37、40、43、47

１　契約の種類及び業種の区分

競争参加資格を得ようとする者の契約の種類及び調達されるサービスの業種の区分は次のとおりとする。

〔掲載の順序　契約の種類：業種の区分〕

⑴　建設工事（総合建設工事）：

１　土木一式工事　２　建築一式工事

⑵　建設工事（総合建設工事以外の工事）：

１　大工工事　２　左官工事　３　とび・土工・コンクリート工事　４　石工事　５　屋根工事　６　電気工事　７　管工事　８　タイル・れんが・ブロック工事　９　鋼構造物工事　10　鉄筋工事　11　舗装工事　12　しゅんせつ工事　13　板金工事　14　ガラス工事　15　塗装工事　16　防水工事　17　内装仕上工事　18　機械器具設置工事　19　熱絶縁工事　20　電気通信工事　21　造園工事　22　さく井工事　23　建具工事　24　水道施設工事　25　消防施設工事　26　清掃施設工事　27　解体工事　28　その他

⑶　測量・建設コンサルタント等：

１　測量　２　建築士事務所　３　建設コンサルタント　４　地質調査　５　補償コンサルタント　６　土地家屋調査　７　計量証明　８　その他

２　申請の時期

⑴　定期の申請にあっては、インターネットの使用（郵送及び持参の原則廃止）により令和８年12月１日から令和９年１月15日までに、別記１のホームページアドレスへアクセスして、申請用データを送信することとする。

ただし、９⑶に掲げる場合の申請については、令和８年12月１日から令和９年１月15日まで（当日消印有効）の間に、それぞれ別記２に掲げる提出場所に郵送（ただし、書留郵便とする。）するものとする。

⑵　随時の申請時期は、上記期間以降随時に、別記２に掲げる申請者の本店所在地の区分に応じ、それぞれ別記２に掲げる提出場所において、原則として郵送による申請を受け付けるが、令和９年４月１日以降の入札に間に合わない場合もあるので、留意すること。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　インターネットによる申請

ⓐ　契約の種類　建設工事

別記１のホームページアドレスへのアクセスにより、令和８年11月２日から令和８年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和８年11月２日から令和９年１月15日までの間に得るものとする。

ⓑ　契約の種類　測量・建設コンサルタント等

別記１のホームページアドレスへのアクセスにより、令和８年11月２日から令和８年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和８年11月２日から令和９年１月15日までの間に得るものとする。

ただし、パスワードの請求に当たっては、別記１のホームページアドレスにアクセスし、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに⑶②のⓓから(g)までに掲げる書類を添付し、別記４に掲げる送付先に郵送するものとする。(ⓕ)に掲げる書類については、郵送に代えて別記１のホームページアドレスから電子納税証明書を送信することも可とする。）

［注］

申請者が「建設関連業者閲覧システム」又は「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」（以下、「建設関連業システム」という。）に登録され、一般競争（指名競争）参加資格申請を行う内容が建設関連業システムに登録されている内容と一致する場合は⑶②のⓔ及び(g)に掲げる書類を省略することができる。

②　郵送による申請

各審査部局所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を、各審査部局ホームページにアクセスして取得するものとする。

⑵　申請書の提出方法

①　インターネットによる申請

ⓐ　契約の種類　建設工事　インターネットを使用して建設工事の競争参加資格を申請する者は、令和８年12月１日から令和９年１月15日までの間に別記１のホームページアドレスへアクセスし、⑴①ⓐにより入手したパスワードを用いて作成した申請用データを送信するものとする。

ⓑ　契約の種類　測量・建設コンサルタント等　インターネットを使用して測量・建設コンサルタント等の競争参加資格を申請する者は、令和８年12月１日から令和９年１月15日までの間に別記１のホームページアドレスへアクセスし、⑴①ⓑにより入手したパスワードを用いて作成した申請用データを送信するものとする。

②　郵送による申請　各審査部局単位で付与する競争参加資格は、各審査部局が管轄する区域内における財務省関係機関に対して有効なものとなるので、郵送（ただし、書留郵便とする。）による申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者）は、申請書に郵送による申請の添付書類を添付した上で、希望する区域内の別記２に掲げる提出場所のうちのいずれか１か所に提出することとする。

⑶　郵送による申請の添付書類

①　契約の種類　建設工事

ⓐ　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し

ⓑ　工事経歴書

ⓒ　営業所一覧表

ⓓ　納税証明書又はその写し（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の３））

ただし、各税法の規定により申告書の提出義務がないため国税規則別紙第９号書式（その２）を提出できない場合は、それぞれ申告書の提出義務がないことを示す書類のほか、個人である場合は所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書、法人である場合は法人税の申告に関する申出書。

ⓔ　建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体による場合に限る。）

(f)　適格組合証明書の写し（官公需適格組合による場合に限る。）

(g)　企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）

(h)　企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し（持株会社化経営事項審査の結果による場合に限る。）

(i)　合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限る。）

なお、「物品の製造・販売業者等のうち、『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」については、ⓐの書類に代えて、次の(j)～(k)の書類を添付するものとする。